

A2 訪問型サービス(独自)サービスコード表

久喜市

令和6年6月～

ア 指定居宅介護事業所において「基礎研修課程修了者等」が共生型訪問型サービスを行う場合、使用します。(70/100)

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位			
A2 1121	訪問型独自サービス/211	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		823単位	日割の場合 ÷ 30.4日	27 単位	27	1日につき	
A2 2121	訪問型独自サービス/211日割		(2)1週に2回程度の場合				54 単位	54	1日につき	
A2 1221	訪問型独自サービス/212		(3)1週に2回を超える程度の場合		1644単位	1644	1日につき			
A2 2221	訪問型独自サービス/212日割									
A2 1331	訪問型独自サービス/213									
A2 2331	訪問型独自サービス/213日割				2609単位	日割の場合 ÷ 30.4日	86 単位	86	1日につき	
A2 C221	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/211	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		日割の場合 ÷ 30.4日	8 単位減算	-8	1日につき	
A2 C230	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/211日割			(2)1週に2回程度の場合			1 単位減算	-1	1日につき	
A2 C222	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/212			(3)1週に2回を超える程度の場合		16 単位減算	-16	1日につき		
A2 C223	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/212日割					1 単位減算	-1	1日につき		
A2 C224	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/213					26 単位減算	-26	1日につき		
A2 C225	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/213日割			日割の場合 ÷ 30.4日	1 単位減算	-1	1日につき			
A2 6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10% 減算				1月につき	
A2 6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15% 減算				1月につき	
A2 6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12% 減算				1月につき	
A2 8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算					1月につき	
A2 8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15% 加算					1日につき	
A2 8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算					1月につき	
A2 8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10% 加算					1日につき	
A2 8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算					1月につき	
A2 8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算					1日につき	
A2 4011	訪問型独自サービス初回加算/2	ハ 初回加算		200 単位加算			200		1月につき	
A2 4013	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I /2	ニ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(I)		100 単位加算	100			
A2 4012	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II /2			(2)生活機能向上連携加算(II)		200 単位加算	200			
A2 6112	訪問型独自サービス口腔連携強化加算/2	ホ 口腔連携強化加算		50 単位加算			50		1回につき	
A2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I	ヘ 介護職員等処遇改善加算		(1)介護職員等処遇改善加算(I)		所定単位数の 245/1000 加算			1月につき	
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II			(2)介護職員等処遇改善加算(II)		所定単位数の 224/1000 加算				
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III			(3)介護職員等処遇改善加算(III)		所定単位数の 182/1000 加算				
A2 6380	訪問型独自サービス処遇改善加算 IV			(4)介護職員等処遇改善加算(IV)		所定単位数の 145/1000 加算				
A2 6381	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 1			(5)介護職員等処遇改善加算(V)		(一)介護職員等処遇改善加算(V)(1)		所定単位数の 221/1000 加算		
A2 6382	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 2					(二)介護職員等処遇改善加算(V)(2)		所定単位数の 208/1000 加算		
A2 6383	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 3					(三)介護職員等処遇改善加算(V)(3)		所定単位数の 200/1000 加算		
A2 6384	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 4					(四)介護職員等処遇改善加算(V)(4)		所定単位数の 187/1000 加算		
A2 6385	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 5					(五)介護職員等処遇改善加算(V)(5)		所定単位数の 184/1000 加算		
A2 6386	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 6					(六)介護職員等処遇改善加算(V)(6)		所定単位数の 163/1000 加算		
A2 6387	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 7					(七)介護職員等処遇改善加算(V)(7)		所定単位数の 163/1000 加算		
A2 6388	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 8					(八)介護職員等処遇改善加算(V)(8)		所定単位数の 158/1000 加算		
A2 6389	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 9					(九)介護職員等処遇改善加算(V)(9)		所定単位数の 142/1000 加算		
A2 6390	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 10					(十)介護職員等処遇改善加算(V)(10)		所定単位数の 139/1000 加算		
A2 6391	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 11	(十一)介護職員等処遇改善加算(V)(11)		所定単位数の 121/1000 加算						
A2 6392	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 12	(十二)介護職員等処遇改善加算(V)(12)		所定単位数の 118/1000 加算						
A2 6393	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 13	(十三)介護職員等処遇改善加算(V)(13)		所定単位数の 100/1000 加算						
A2 6394	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 14	(十四)介護職員等処遇改善加算(V)(14)		所定単位数の 76/1000 加算						

※ 同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算は、通常の訪問型サービスのサービスコードと共通して使用しています。

イ 指定居宅介護事業所において、「重度訪問介護研修修了者」が共生型訪問型サービスを行う場合、使用します。(93/100)

久喜市

令和6年6月～

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位			
A2 1131	訪問型独自サービス/311	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	1094単位	日割の場合	÷ 30.4日	36 単位	1,094	1月につき	
A2 2131	訪問型独自サービス/311日割		(2)1週に2回程度の場合	2185単位	日割の場合	÷ 30.4日	72 単位	36	1日につき	
A2 1231	訪問型独自サービス/312		(3)1週に2回を超える程度の場合	3466単位	日割の場合	÷ 30.4日	114 単位	2,185	1月につき	
A2 2231	訪問型独自サービス/312日割							72	1日につき	
A2 1341	訪問型独自サービス/313							3,466	1月につき	
A2 2341	訪問型独自サービス/313日割						114	1日につき		
A2 C231	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/311	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合			11 単位減算	-11	1月につき	
A2 C240	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/311日割			(2)1週に2回程度の場合		日割の場合	÷ 30.4日	1 単位減算	-1	1日につき
A2 C232	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/312			(3)1週に2回を超える程度の場合				21 単位減算	-21	1月につき
A2 C233	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/312日割					日割の場合	÷ 30.4日	1 単位減算	-1	1日につき
A2 C234	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/313							34 単位減算	-34	1月につき
A2 C235	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/313日割					1 単位減算	-1	1日につき		
A2 6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の	10%	減算			1月につき	
A2 6003	訪問型独自サービス同一建物減算2			事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の	15%	減算			1月につき
A2 6002	訪問型独自サービス同一建物減算3			同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の	12%	減算			1月につき
A2 8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の	15%	加算			1月につき	
A2 8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の	15%	加算			1日につき	
A2 8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の	10%	加算			1月につき	
A2 8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の	10%	加算			1日につき	
A2 8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の	5%	加算			1月につき	
A2 8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の	5%	加算			1日につき	
A2 4021	訪問型独自サービス初回加算/3	ハ 初回加算				200 単位加算	200		1月につき	
A2 4022	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ/3	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)			100 単位加算	100			
A2 4023	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ/3		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)			200 単位加算	200			
A2 6122	訪問型独自サービス口腔連携強化加算/3	ホ 口腔連携強化加算				50 単位加算	50		1回につき	
A2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の	245/1000	加算			1月につき	
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の	224/1000	加算				
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の	182/1000	加算				
A2 6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の	145/1000	加算				
A2 6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の	221/1000	加算			
A2 6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2			(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の	208/1000	加算			
A2 6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3			(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の	200/1000	加算			
A2 6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4			(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の	187/1000	加算			
A2 6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5			(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の	184/1000	加算			
A2 6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6			(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の	163/1000	加算			
A2 6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7			(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位数の	163/1000	加算			
A2 6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8			(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の	158/1000	加算			
A2 6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9			(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の	142/1000	加算			
A2 6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10			(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位数の	139/1000	加算			
A2 6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11	(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	所定単位数の	121/1000	加算					
A2 6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12	(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	所定単位数の	118/1000	加算					
A2 6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13	(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	所定単位数の	100/1000	加算					
A2 6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14	(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	所定単位数の	76/1000	加算					

※ 同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算は、通常の訪問型サービスのサービスコードと共通して使用しています。

ウ 指定居宅介護事業所において、「基礎研修課程修了者等」及び「重度訪問介護研修修了者」以外の者が共生型訪問型サービスを行う場合、使用します。(100/100)

久喜市 令和6年6月～

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位数			
種類	項目								
A2 1141	訪問型独自サービス/411	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	1176単位	日割の場合 ÷ 30.4日	39 単位	1,176	1月につき	
A2 2141	訪問型独自サービス/411日割		(2)1週に2回程度の場合	2349単位	日割の場合 ÷ 30.4日	77 単位	39	1日につき	
A2 1241	訪問型独自サービス/412		(3)1週に2回を超える程度の場合	3727単位	日割の場合 ÷ 30.4日	123 単位	2,349	1月につき	
A2 2241	訪問型独自サービス/412日割	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12 単位減算	日割の場合 ÷ 30.4日	1 単位減算	-12	1日につき	
A2 1351	訪問型独自サービス/413		(2)1週に2回程度の場合	23 単位減算	日割の場合 ÷ 30.4日	1 単位減算	-23	1日につき	
A2 2351	訪問型独自サービス/413日割		(3)1週に2回を超える程度の場合	37 単位減算	日割の場合 ÷ 30.4日	1 単位減算	-37	1日につき	
A2 C241	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/411	高齢者虐待防止措置未実施減算	(1)1週に1回程度の場合	12 単位減算	日割の場合 ÷ 30.4日	1 単位減算	-12	1日につき	
A2 C250	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/411日割		(2)1週に2回程度の場合	23 単位減算	日割の場合 ÷ 30.4日	1 単位減算	-23	1日につき	
A2 C242	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/412		(3)1週に2回を超える程度の場合	37 単位減算	日割の場合 ÷ 30.4日	1 単位減算	-37	1日につき	
A2 C243	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/412日割	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	(1)1週に1回程度の場合	12 単位減算	日割の場合 ÷ 30.4日	1 単位減算	-12	1日につき	
A2 C244	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/413		(2)1週に2回程度の場合	23 単位減算	日割の場合 ÷ 30.4日	1 単位減算	-23	1日につき	
A2 C245	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/413日割		(3)1週に2回を超える程度の場合	37 単位減算	日割の場合 ÷ 30.4日	1 単位減算	-37	1日につき	
A2 6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算				1月につき	
A2 6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算				1月につき	
A2 6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 10% 減算				1月につき	
A2 8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算				1月につき	
A2 8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15% 加算				1日につき	
A2 8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算				1月につき	
A2 8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10% 加算				1日につき	
A2 8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算				1月につき	
A2 8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算				1日につき	
A2 4031	訪問型独自サービス初回加算/4	ハ 初回加算		200 単位加算			200	1月につき	
A2 4033	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ/4	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算			100		
A2 4032	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ/4		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算			200		
A2 6132	訪問型独自サービス口腔連携強化加算/4	ホ 口腔連携強化加算		50 単位加算			50	1回につき	
A2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 245/1000 加算				1月につき	
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 224/1000 加算					
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 182/1000 加算					
A2 6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 145/1000 加算					
A2 6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の 221/1000 加算				
A2 6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2			(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の 208/1000 加算				
A2 6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3			(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の 200/1000 加算				
A2 6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4			(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の 187/1000 加算				
A2 6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5			(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の 184/1000 加算				
A2 6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6			(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の 163/1000 加算				
A2 6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7			(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位数の 163/1000 加算				
A2 6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8			(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の 158/1000 加算				
A2 6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9			(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の 142/1000 加算				
A2 6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10			(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位数の 139/1000 加算				
A2 6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11	(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)		所定単位数の 121/1000 加算					
A2 6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12	(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)		所定単位数の 118/1000 加算					
A2 6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13	(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)		所定単位数の 100/1000 加算					
A2 6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14	(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)		所定単位数の 76/1000 加算					

※ 同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算は、通常の訪問型サービスのサービスコードと共通して使用しています。

エ 指定重度訪問介護事業所が共生型訪問型サービスを行う場合、使用します。(93/100)

久喜市

令和6年6月～

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位													
A2 1151	訪問型独自サービス/511	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	1094単位	日割の場合	÷ 30.4日	36 単位	1,094	1月につき											
A2 2151	訪問型独自サービス/511日割		(2)1週に2回程度の場合	2185単位	日割の場合	÷ 30.4日	72 単位	36	1日につき											
A2 1251	訪問型独自サービス/512		(3)1週に2回を超える程度の場合							3466単位	日割の場合	÷ 30.4日	114 単位	2,185	1月につき					
A2 2251	訪問型独自サービス/512日割			3,466	114	1	1	1												
A2 1361	訪問型独自サービス/513								高年齢者虐待防止措置未実施減算							イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	日割の場合	÷ 30.4日	11 単位減算
A2 2361	訪問型独自サービス/513日割	(2)1週に2回程度の場合	21 単位減算	-21	1月につき															
A2 C251	訪問型独自高年齢者虐待防止未実施減算/511					日割の場合	÷ 30.4日	1 単位減算		-1	1日につき									
A2 C260	訪問型独自高年齢者虐待防止未実施減算/511日割											日割の場合	÷ 30.4日	1 単位減算	-1					
A2 C252	訪問型独自高年齢者虐待防止未実施減算/512	(3)1週に2回を超える程度の場合	34 単位減算	-34	1月につき															
A2 C253	訪問型独自高年齢者虐待防止未実施減算/512日割					事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算			1	1月につき								
A2 C254	訪問型独自高年齢者虐待防止未実施減算/513	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算										1	1月につき						
A2 C255	訪問型独自高年齢者虐待防止未実施減算/513日割														同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算			1	1月につき
A2 6001	訪問型独自サービス同一建物減算1																			
A2 6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	所定単位数の 10% 加算				1	1月につき													
A2 6002	訪問型独自サービス同一建物減算3							特別地域加算	所定単位数の 15% 加算			1	1日につき							
A2 8000	訪問型独自サービス特別地域加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 15% 加算			1	1日につき													
A2 8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割							中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算			1	1月につき							
A2 8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 15% 加算			1	1日につき													
A2 8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割							中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 10% 加算			1	1日につき							
A2 8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算			1	1月につき													
A2 8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割							ハ 初回加算	200 単位加算			200	1月につき							
A2 4041	訪問型独自サービス初回加算/5	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算		100	200													
A2 4043	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ/5							ホ 口腔連携強化加算	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算		200	1回につき							
A2 4042	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ/5	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	245/1000 加算			1月につき													
A2 6142	訪問型独自サービス口腔連携強化加算/5							(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	224/1000 加算											
A2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	182/1000 加算																	
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ							(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	145/1000 加算											
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	221/1000 加算																	
A2 6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ							(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	208/1000 加算											
A2 6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1	(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	200/1000 加算																	
A2 6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2							(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	187/1000 加算											
A2 6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3	(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	184/1000 加算																	
A2 6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4							(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	163/1000 加算											
A2 6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5	(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	163/1000 加算																	
A2 6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6							(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	158/1000 加算											
A2 6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7	(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	142/1000 加算																	
A2 6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8							(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	139/1000 加算											
A2 6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9	(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	121/1000 加算																	
A2 6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10							(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	118/1000 加算											
A2 6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11	(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	100/1000 加算																	
A2 6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12							(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	76/1000 加算											
A2 6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13	(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)																		
A2 6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14																			

※ 同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算は、通常の訪問型サービスのサービスコードと共通して使用しています。